外食事業者が活用できる支援（１／３）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
飲食店の需要喚起	**【Go To Eatキャンペーン】** 期間限定の官民一体型需要喚起キャンペーン「Go To キャンペーン」の一環として、**プレミアム付食事券の発行等**を実施。 ※　令和３年12月迄としていた事業期限を、令和４年のゴールデンウィーク頃までを基本として延長予定。	○支援対象：民間事業者 （食事券発行事業者） ○補助率：委託等 ○事業実施主体：民間事業者	○大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 TEL：03-6744-2053 E-mail： gaishoku@maff.go.jp もっと知りたい
債務保証に必要な資金を措置	**【中堅外食事業者資金融通円滑化事業】** **債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済**により中堅・大手外食事業者を支援	○支援対象 ：中堅・大手外食事業者 ○支援内容 ：債務保証・代位弁済 ○事業実施主体 ：(一社)日本フードサービス協会	○大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 TEL：03-6744-2053 E-mail： gaishoku@maff.go.jp もっと知りたい　実施要綱・要領
高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい	**【大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業】** 中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して２/３補助※ ※施設のCO2排出量の削減が必要		○一般社団法人　静岡県環境資源協会 支援センター Email：center@siz-kankyou.or.jp TEL：054-266-4161 （受付時間：土日祝日を除く9:00～17:00） （注）お問い合わせは極力メールにてお願いいたします。

外食事業者が活用できる支援（２／３）

支援分野	支援の内容等	担当及び問合せ先等
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	**【事業再構築補助金】** 新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、通常、 補助上限額：最大8,000万円※ 補助率：最大2/3※で支援 （※従業員数等により異なる） 特に、引き続き業況が厳しい事業者等を対象に回復・再生応援枠として、補助率を最大3/4に引き上げ（上限1,500万円） グリーン分野の取組を行う事業者を対象に、グリーン成長枠として最大1.5億円まで補助 もっと知りたい	○事業再構築補助金事務局 ＜ナビダイヤル＞ 0570-012-088 ＜IP電話＞ 03-4216-4080 （受付時間：日曜祝日を除く9:00～18:00） 申請はこちら
雇用を維持したい	**【雇用調整助成金】** 一定の要件を満たす場合、休業手当等の最大10/10を助成（日額最大15,000円） もっと知りたい（厚生労働省HP） ※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。 もっと知りたい（農林水産省HP）	○お近くの都道府県労働局またはハローワークまで（窓口、郵送、オンライン） コールセンター 0120-603-999 （受付時間：毎日9:00～21:00） オンライン申請はこちら

外食事業者が活用できる支援（３／３）

支援分野	支援の内容等	担当及び問合せ先等
新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様を支援	**【小学校休業等対応助成金・支援金】** **（小学校休業等対応助成金）** 一定の要件を満たす場合、休暇中の賃金相当額×10/10を助成（日額最大15,000円） もっと知りたい（厚生労働省HP） ※当該申請に当たっては、雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。 もっと知りたい（農林水産省HP） **（小学校休業等対応支援金）** 委託を受けて個人で仕事をする保護者の場合、１日当たり最大7,500円（定額）を助成 もっと知りたい（厚生労働省HP） ※当該申請に当たっては、「農業等個人事業所に係る証明書」は必要ありません。	○コールセンター 0120-876-187 （受付時間：土日祝日含む9:00-21:00） 申請はこちら（助成金） 休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請はこちら 申請はこちら（支援金）
休業期間中賃金が支払われない	**【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】**※労働者（被雇用者）向け 中小企業で働く従業員（パート・アルバイト含む）に対して日額最大11,000円を支給（大企業で働く一部の従業員も対象）。 もっと知りたい（厚生労働省HP） ※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所に雇用されている場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。 もっと知りたい（農林水産省HP）	○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金･給付金コールセンター 0120-221-276 （受付時間：平日8:30～20:00,休日8:30～17:15） 申請はこちら